

第49回 沖縄の産業まつり

「那覇市市町村コーナー」出展募集要項

- 1, 会 期 令和7年10月24日(金)～26日(日)
午前10時～午後8時(屋内展は午後7時)
- 2, 会 場 奥武山公園(第4会場:川沿い、第7会場:少年野球場他)
- 3, 主催・実施 沖縄の産業まつり実行委員会
- 4, 後援(予定) 沖縄タイムス社・琉球新報社・NHK沖縄放送局・琉球放送
・琉球朝日放送・沖縄テレビ放送・ラジオ沖縄・エフエム沖縄
・朝日新聞那覇総局・毎日新聞社那覇支局・読売新聞西部
本社・産経新聞社那覇支局・日本経済新聞社那覇支局・共同
通信社那覇支局・時事通信社那覇支局・日刊工業新聞社
(順不同)
- 5, 商品の条件 県内で生産・製造・加工された県産品に限る。
- 6, 締 切 日 令和7年8月29日(金)
但し、予定の小間に達した場合は期限前であっても受付を締め切ります。

7, 出展条件

(1) 募集内容等

① 応募資格

那覇市ブースへ出展を応募できるものは、以下の条件を満たすものとします。

- ・ 県内で生産・製造・加工された県産品を出品する事業者
- ・ 那覇市内に本社若しくは支店、営業所を有する事業者

② 提出必要書類

- ・ 市町村コーナー申込書(那覇市HPに様式掲載)
- ・ 那覇市内に本社若しくは支店、営業所を有することが分かる書類

例：履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書等のいずれか一点

③ 提出先

〒900-8585 那覇市役所 経済観光部
商工農水課 商工振興グループ(那覇市役所 本庁舎6階)

※開庁日のみ、09:00～17:00（12:00～13:00除く）

※提出方法は持参のみ

(2)出展料 **11.5万円**（2間×2間）

※出展場所は主催者で配置します。

（2間×4間のテントを半分に仕切る）

※出展料（参加料）は、申し込みの際にお支払い下さい。

(3)設 営 テント及び統一看板の設営は、主催者が行います。

(4)出品物搬入出

コーナーの設営 10月22日（水）午前9時～午後5時

搬 入 10月23日（木）午前9時～午後5時

搬 出 10月27日（月）午前9時～正午

※搬入出は指定時間内に完了して下さい。

(5)電気工事

※規定の電気工事は主催者が行います。なお、一定の電気料金は主催者が負担致します。（1小間につき、蛍光灯1本、コンセント1個）

※規定オーバーの電気料金（1KW）を超過した分は出展業者負担となります。

※三相工事は出展業者の自己負担でお願い致します。出展業者の責任で本会が指定する電気工事請負業者と折衝して下さい。

(6)水 道

※水道を使用するテナントに対しては、水道工事費が追加負担されます。

※公園内排水溝へ汚水を流すことは禁止です。公園内排水溝へ汚水を流しているのを発見（発覚）した場合は、次回からの出展を認めません。

※自社ブース内で使用した汚水はポリタンク等に溜めて、溜まった汚水は会場内に設ける「総合洗い場」に流してください。

※総合洗い場には、食品残さは取り除いて汚水のみを流してください。食品残さを総合洗い場へ廃棄する出展者を発見（発覚）した場合は、次回からの出展を認めません。

水道工事費：5万円（蛇口設置・汚水処理対策費を含む。）

※出展料と一緒に支払ってください。

(7)火 気

※火気を使用する際は、消火器を設置するとともに、消火器の使い方について事前に確認して下さい。消防署が確認に来ます。申込書に使用する「設備・器具」を記入して下さい。

(8) 小間の割当

＊市町村コーナー全体の構成を勘案し、事務局で決定いたします。

(9) 出展の取消

＊出展の取り消しは出来ませんが、やむを得ない理由により取り消される場合は、文書にてお申し出下さい。但し、出展者説明会以降の取り消しについては出展料の返却は致しません。

8, 備 考

(1) 商品には全て「価格」を表示してください。まつり期間中を感謝デーとして位置づけ、市価より割安セールを実施するよう心がけて下さい。

(2) 飲食関係の出展においては、原則として那覇市保健所の「食品衛生法施行細則」に基づいて実施します。保健所が確認に来ます。

※注意：飲食関係の出展においては、ビニールシートを敷く等、衛生面に配慮し、路面・側溝を油や残り物等で汚さないように十分注意して下さい。

(3) 産業まつりの場を活用し、自社企業のイメージアップを図るため、抽選会、試飲、試食等をして製品の売り込みに力を入れて下さい。

(4) 県産品以外の出展があった場合、直ちに撤去されることとなりますのでご了承下さい。関係者でパトロール隊を組んで会場を巡視します。

(5) 陳列、レイアウト、店構えに関しては、常に自社の独創性を重視し、魅力ある展示内容にして下さい。

(6) その他、創意工夫をこらし、自社の品位を保ち会場を盛り上げる出展を心がけて下さい。

(7) 拡声器、マイクによる宣伝は例年クレームが出るので慎むようお願いします。

(8) 良質な商品を紹介・販売し、県産品のイメージアップに努めて下さい。
(製造物責任法（PL法）の施行に伴い、消費者から苦情が発生した場合は自社の責任で処理することになります。)

(9) 出展企業の代表者は出来るだけ期間中、会場につめていただき自社企業のPRに努めて下さい。

(10) 20歳未満の者への酒類の販売を禁止します。

(11) 出展場所周辺の清掃は随時行ってください。

(12) 出展場所にはゴミ箱を設置し、出たゴミ（使用済のたれ等を含む）は持

ち帰ってください。ゴミの不法投棄は犯罪です。見つけ次第直ちに警察に通報します。

- (13) 出展者は、まつりを安全且つ順調に実施する努力義務を負います。地震、火災等が発生した場合は主催者側と協力し、来場者を安全に避難誘導してください。

9, 免責事項

- (1) まつり期間中の警備には万全を期す予定ですが、万一盗難等にあった場合、主催者はその責任を負いかねますので、自己責任において管理、保管して下さい。
- (2) 台風等天候異変により開催が不可能又は、開催期間が短縮されても出展料の返還はいたしません。

10, その他

雨天時に会場を破損する恐れがあると主催者及び公園管理者が判断した場合、同会場へ入場制限（立入禁止）をすることがあります。その場合は主催者の指示に従って下さい。

申し込み・問い合わせ先

◆市町村コーナー・補助金に関すること

那覇市 経済観光部 商工農水課 商工振興グループ
電話：(098) 951-3212 FAX：(098) 951-3213

◆沖縄の産業まつりに関すること

沖縄の産業まつり実行委員会事務局（沖縄県工業連合会内）電話：(098) 859-6191 FAX：(098) -859-6193